野田市教育委員会臨時会会議録

◇日　　時　令和８年８月 26（水）　午後１時 30 分開会　午後 1 時 52 分閉会
◇場　　所　野田市保健センター３階　第２会議室
◇出席委員　染谷篤教育長　伊藤稔教育委員　飯田芳彦教育委員
　　吉田富昇教育委員
◇欠席委員　永瀬大教育委員
◇説明職員　代田明洋教育次長（兼）生涯学習部長　大久保崇雄教育総務課長
　　峯崎光春生涯学習課長　戸邉昌代興風図書館長
　　下川泰弘学校教育部長　廣居信和学校教育課長
　　間々田英示指導課長　今井清人学校教育課主幹
◇書　　記　西賀雅斗教育総務課教育総務係係長

◇議　　案
（１）野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
（２）野田市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

◎染谷教育長
ただいまから令和８年８月の教育委員会臨時会を開会いたします。
本日の会議には、委員数４人中３名の委員にご出席いただいており、会議が成立することをご報告いたします。
なお、本日は永瀬委員から遅参する旨の連絡がございました。
その他、会議の運営に関する留意事項や配付資料につきましては、お手元の会議の運営に関する留意事項に記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。
それでは会議を始めます本日の会議録署名委員を伊藤委員さんにお願いします。
（伊藤委員承諾）
◎染谷教育長
それでは、会議次第に従い議事を進めます。
本日の議案につきましては、議会案件に該当することから、非公開により会議を進めたいと考えますがいかがでしょうか。ご異議はございませんので、会議を進めさせていただきます。
それでは議案第１号を議題とします。
（書記議案朗読）
◎染谷教育長
それでは事務局から説明をお願いします。
◎峯崎生涯学習課長

議案第１号　野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、青少年を取り巻く環境の変化に対応した施策に資するため、青少年問題協議会の構成の整備等をしようとするものです。

青少年を取り巻く環境が大きく変化しており、有害図書の自動販売機や電柱等へのはり紙など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものは少なくなった一方、インターネットや SNS ではネットでの誹謗中傷、自画撮り被害、課金トラブル、闇バイトなど新たな課題が顕在化しております。

これらを踏まえ、野田市青少年問題協議会の機動的かつ効率的な施策に関する審議を図るため、子供たちとの関わりが少ない野田市社会福祉協議会、自治会、女性団体及び文化団体の代表並びに生涯学習に関する知識を有する者を委員から除き、併せて同協議会の委員定数を 30 人以内から 16 人以内としようとするものです。

また、野田市青少年問題協議会の委員構成の見直しに伴い、専門的な知見や意見聴取が必要な案件が生じた場合には、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる規定を追加しようとするものです。

加えて、環境の変化によって既に目的を終えた有害図書の規制に関する条例は、青少年問題協議会における今後の機動的かつ効率的な施策に関する審議に必要なものではないため、同協議会の構成の整備に合わせて廃止いたします。

施行期日は、令和８年 10 月１日といたします。

なお、見直し案について５月 28 日の第１回野田市青少年問題協議会において委員から意見を頂き、意見を踏まえた修正案を８月 25 日の第２回同協議会にて承認をいただいております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎染谷教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

◎飯田委員

今のご説明の中で、いろいろな問題が出てきたような場合、その都度専門家の方、もしくはその知識に長けた方に会議に同席をしていただくなり、アドバイスをしていただくなりして、やっていくというようなことでよろしいのでしょうか。

◎峯崎生涯学習課長

委員おっしゃる通りです。必要な議題に応じて、専門の方をお呼びしようと思っておりまして、詳しく言いますと、次の規則の議案の方なんですけれども、今まで関係行政機関の委員として、保健所長、それから公共職業安定所長、それからもう一つ、柏児童相談所長、この３人の方を委員としてお呼びをしておりました。

ただ、青少年の非行防止健全育成という観点から考えまして、毎回呼ぶのでは

なくて、必要な議題に応じて、関係者として意見を聞くために出席を求める形で、次の規則の方で説明いたしますが、この３人の方は、委員から外させてもらう形でセットで考えております。

◎飯田委員

今のご説明によれば、野田警察署長もご出席になる場合もあると。それから、小中学校長会の代表の方とか、高等学校の校長等、専門的な知識を持った方で、情報を持った方の法人じゃなくて一般の方ではないということですか。

◎峯崎生涯学習課長

警察署長と小中学校長と高等学校長は、これからも引き続き委員として参画いただきますので、毎回出席をしていただきます。

それから、ご指摘の関係者の方につきましては、例示として児童相談所や保険所を今申し上げましたが、この規定は、それに関わらず、いろいろな問題、これからどういう問題出てくるかわかりませんので、そういった場合に、その学識の専門の方をお呼びできる形で作っております。

◎染谷教育長

他にございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それではなければ、議案第１号についてお諮りします。

議案第１号について原案の通り可決することにご異議ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎染谷教育長

ご異議なしと認めます。

よって議案第１号は、原案の通り可決されました。

続きまして議案第２号を議題とします。

（書記議案朗読）

◎染谷教育長

それでは事務局から説明をお願いします。

◎峯崎生涯学習課長

議案第２号　野田市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。

先の議案において野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する案をご審議、決定頂きましたが、本案は、関係する規則についても、野田市青少年問題協議会の機動的かつ効率的な施策に関する審議を図るため、委員構成を改めようとするものです。

改正内容は、規則で定める関係行政機関の職員から、野田保健所長、柏児童相談所長及び松戸公共職業安定所野田出張所長を委員から除こうとするものです。

加えて、環境の変化によって既に目的を終えた有害図書の規制に関する条例施

行規則は、条例の廃止に合わせ、廃止いたします。

施行期日は、条例と同じ令和８年 10 月１日といたします。

なお、本案についてもを８月 25 日の第２回野田市青少年問題協議会にて承認をいただいております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎染谷教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

◎吉田委員

確認させてください。現行の野田警察署長、野田保健所長以下、松戸公共職業安定所長の３名が削られるということみたいですけども、この方々は事例事案の特殊性によって、参画するということで間違いないですか。

◎峯崎生涯学習課長

事案によって、例えば薬物問題がありましたらば、保健所長は出席いただきますが、委員としてではなくて専門家として意見をいただく形になります。

◎染谷教育長

よろしいでしょうか。それではなければ、議案第２号についてお諮りします。

議案第２号について原案の通り可決することにご異議ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎染谷教育長

ご異議なしと認めます。

よって議案第２号は、原案の通り可決されました。

（以下、非公開による審議）

◎染谷教育長

では本日の会議は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の教育委員会定例会を閉会いたします。

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委　員